

学校体育施設開放事業の利用について

令和7年2月

狭山市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

狭山市教育委員会では、学校教育に支障のない範囲で市内公立小・中学校体育館の開放を行っています。体育館の利用にあたっては、下記の内容をご理解いただくとともに、別紙『狭山市立小・中学校体育館の開放に関する注意事項』を遵守し、体育館を利用してください。

登録について

1 利用登録できる団体

- ・原則として、市内に在住する者又は在勤する者で組織され、常時10人以上で活動するスポーツ団体であること。
- ・利用団体の構成員が未成年者である場合は、成人である者をもって、当該利用団体の代表者及び利用責任者を置くこと。

2 登録許可の有効期間

登録許可証の有効期間は、交付された年度の3月31日までとします。

3 代表者及び連絡者について

代表者または連絡者は必ず市内在住の成人の方を選定してください。

※急遽、連絡等を行う場合がありますので、平日の日中に連絡が取れる方を選定してください。

4 登録名簿について

利用者全員の氏名、年齢区分、住所を別紙「登録名簿」に記入してください。

利用について

1 開放曜日と時間

- 【 小学校 】 ◇火曜日から金曜日：17時30分から21時30分まで
土曜日：13時から21時まで
日曜日：9時から17時まで

※月曜日及び冬季・春季休業期間、学校行事等がある際は利用できません。

※入間川小学校の利用については、狭山市教育委員会社会教育課へお問い合わせ下さい。

- 【 中学校 】 ◇月曜日から土曜日：19時から21時30分まで

※日曜日及び冬季・春季休業期間、学校行事等がある際は利用できません。

2 利用の制限

1 団体1週間に付き1回を限度とします。

(1回あたり小学校は2時間、中学校は2時間30分を限度)

3 利用料金について

小学校：1回（2時間）につき550円

中学校：1回（2時間30分）につき650円

中学校武道場：1回（2時間30分）につき300円

4 運営委員会について

毎月1回、第3火・水・木曜日に下記のとおり運営委員会を実施しています。必ず、各団体1名の出席をお願いします。

（スポーツ振興課からの連絡事項及び翌月分の日程の確認、体育館等の清掃を実施しています）

火曜日実施校

広瀬小学校	18：30～	西中学校	18：45～
新狭山小学校	18：30～	中央中学校	19：00～
山王小学校	18：30～	入間川中学校	19：15～
山王中学校	18：45～		

水曜日実施校

南小学校	18：15～	狭山台中学校	19：00～
堀兼小学校	18：30～	入間野中学校	19：15～
入間野小学校	19：00～	狭山台小学校	19：15～
堀兼中学校	18：45～		

木曜日実施校

入間川東小学校	18：15～	柏原小学校	18：45～
奥富小学校	18：15～	水富小学校	19：00～
笹井小学校	18：30～	富士見小学校	19：15～
御狩場小学校	18：45～	柏原中学校	19：00～

5 ペナルティーについて

※ペナルティーによって利用停止となった場合は、鍵の返却をお願いします。

- ・運営委員会を2回欠席した場合は、2回目に欠席した翌月の利用を停止とします。
- ・利用報告をその日のうちに報告しない場合、文書・電話等で指導を行いますが改善されない場合は当課が指定した月の利用を停止とします。
- ・電気料相当額の実費につきましては、指定した方法で、期日までに納入されない団体は1カ月間、当課が指定した月の利用を停止とします。
- ・鍵を1回紛失すると3カ月間の利用停止、2回紛失すると利用登録を取消します。
- ・3カ月連続での体育館の使用がない場合、利用を取消します。その場合、直ちに鍵の返却をお願いします。